

児童生徒数の偏在解消に向けて短期的に解決すべき課題への基本的な方針

令和5年4月26日 京田辺市教育委員会決定

京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について、これまで、京田辺市教育委員会では、児童生徒数の増加に対応するため施設及び設備を充実することはもとより、すべての市立学校において、現状に応じた、学校ごとの特色ある教育活動に力を注ぎ、将来の本市を担う子どもたちの育成に努めてきた。

しかしながら、市内では、今なお住宅開発が進む地域がある一方で、少子化が進む地域も存在し、学校間の児童生徒数の偏りが顕著となっており、できるだけ早い時期に適切な対策を講じなければ、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動や教員の指導体制に課題を抱えることが懸念される状況となっている。

また、国においては、Society 5.0時代の到来や子どもたちの多様化も踏まえ、GIGAスクール構想によるICT等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現をするとともに、どのような状況においても、子どもたちの学びを実現することを目的として、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律116号）が約40年ぶりに改正され、段階的に小学校の学級編制を40人から35人に引き下げることとなった。

このようななか、これまで取り組んできた京都式少人数教育を継続し、かつ、特色ある教育活動のさらなる充実、学校における環境整備等を進めていくことが一層重要となっており、できるだけ早い時期に適切な対策を講じることが求められている。

そのため、令和4年2月に、本市教育委員会の附属機関である京田辺市学校教育審議会に対し、京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について諮問を行い、同年12月に審議の方向性等を示した第一次報告を受けた。また、令和5年3月には学校間の偏在の解消に向けた取組を行うにあたり、短期的に解決すべき課題として、現に緊急の対策が必要であると判断された市立田辺中学校及び市立培良中学校への対策について、基本的な考え方がまとめられた中間答申を受けたところである。

本市教育委員会として、この中間答申を最大限尊重し、市立田辺中学校及び市立培良中学校が抱える課題の解消に向け、次のとおり取り組むものとする。

(1) 田辺中学校への対策

今後、生徒数が増加することが見込まれる田辺中学校に対し、次のとおり対策を速やかに実施する。

- 生徒数の増加に応じた教職員の配置を行い、個々の教職員に過度の負担がかからないよう体制整備を行い、また、教職員に対するサポート体制の充実を進める。
- 生徒数の増加によって、学力・体力が低下することがないように、習熟度に応じた指導形態等の工夫を行う。
- 生徒数に応じた普通教室・特別教室を確保するため、新たな仮設校舎の整備をはじめ、設備の確保を計画的に実施する。
- 体育授業や運動部活動等の教育活動に支障が生じないように、校時の工夫を行いながら、同校近隣施設を積極的に活用する。
- 自転車通学の生徒数も増加することが見込まれ、台数に応じた駐輪場となるよう必要な対策を実施する。また、警察等関係機関と連携を図りながら、交通安全対策に向けた取組を強化する。

(2) 培良中学校への対策

今後、生徒数が減少することが見込まれる培良中学校に対し、以下のとおりさらなる特色化に向けた取組等を令和5年度から実施する。

ア 新たな特色の付与に向けた取組（令和5年度から）

生徒の学び及び教育環境をより充実させるため、

「 生徒一人一人がいきいき活躍する学校
わくわくどきどきがとまらない学校
～ 個が輝く・個が高まる ～ 」

をコンセプトに、同校と連携しながら、新たな特色の付与を目的として次の事業等を実施する。

- 少人数によるきめ細やかな指導等
- 体験を通じた協働的な活動
- 専門家によるきめ細やかな教育推進
- 外国語教育及び国際交流の推進
- 未来につなぐ理系教育の充実

- 新たな部活動の創設に向けた取組
- 外部主体との連携や外部講師の活用
- 学校施設又は設備の整備又は改修

イ 学校選択制度の導入等（令和6年度から）

新たな特色が付与された培良中学校に魅力を感じるすべての子どもたちが、同校で自らの個性や能力を一層伸ばし、将来の目標に向かって行動する力を身に付けることができるよう、通学区域以外に居住する生徒でも同校に通学することができる学校選択制度の導入を行う。